

相模原市立障害者支援センター松が丘園・
相模原市立けやき体育館
指定管理者申請要項

令和5年7月11日

相模原市

I 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者の申請にあたって

相模原市立障害者支援センター松が丘園（以下「障害者支援センター」という。）は、平成7年4月に障害者の自立と社会的活動への参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与するために設置された施設です。相模原市立けやき体育館（以下、「体育館」という。）は平成15年7月に障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与するために設置された施設です。

市では、当該施設における施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等を図ることを目的に、平成18年から指定管理者制度を導入しました。指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを施設利用者へ提供するとともに、施設設置目的の達成と管理経費の節減が図られることを期待します。令和5年度末の指定管理期間満了に伴い改めて指定を行うため、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団から申請を受け付けることとしました。

※ 指定管理者制度とは・・・

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理については、従来の市が出資する法人や公共的団体だけでなく、民間事業者なども含めた中で、その管理運営を行う者を選考し、委任することが可能となりました。この公の施設の管理運営に関する制度を「指定管理者制度」といいます。指定管理者制度では、公の施設の管理について、それぞれの施設の設置目的や活用方針に沿って最も適切な管理を行うことができる者に委ねることが可能となりますので、市民サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等が期待されます。

Ⅱ 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の概要

1 施設の概要

○障害者支援センター

| | |
|----------|--|
| 名称 | 相模原市立障害者支援センター松が丘園 |
| 所在地 | 相模原市中央区松が丘1丁目23番1号 (JR 横浜線相模原駅から神奈川中央交通バス「淵野辺公園」下車すぐ) |
| 開館年度 | 平成7年度 |
| 規模 | 敷地面積 2,388.00㎡ 延床面積 2,703.45㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階建 |
| 主な諸室 | ○地上1階 障害福祉サービス事業実施場所、一時ケア室、喫茶・福祉ショップ、保健室、事務室、その他更衣室等 ○地上2階 障害福祉サービス事業実施場所、相談室、食堂、その他更衣室等 ○地上3階 団体活動室、生活指導室、研修室1・2、休憩室 ○地下1階 シャワー室、倉庫等 |
| 設置条例等の名称 | 相模原市立障害者支援センター条例 (以下「センター条例」という。) 相模原市立障害者支援センター条例施行規則 (以下「センター条例施行規則」という。) |
| 休所日 | 日曜日及び土曜日、祝日 (障害者を一時的に介護する事業に供する日は除く。) 12月29日から翌年の1月3日まで ただし、指定管理者は、センター条例に基づくところにより施設の維持管理等のため、市長の承認を得て開所日を休所日とすることができます。 また、指定管理者は休所日を開所日とすることもできます。 |
| 開所時間 | 午前8時30分から午後5時まで (障害者を一時的に介護する事業は午後10時まで) ただし、指定管理者は、センター条例に基づくところにより開所時間を変更することができます。 |

○体育館

| | |
|----------|--|
| 名称 | 相模原市立けやき体育館 |
| 所在地 | 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 (JR 横浜線相模原駅から神奈川中央交通バス「市民会館前」下車徒歩2分) |
| 開館年度 | 昭和60年度 |
| 規模 | 敷地面積 4,058.72㎡のうち2,252.87㎡ 延床面積 1,723.37㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| 主な諸室 | ○1階 体育室、機能訓練室、更衣室、談話コーナー ○2階 教養室、和室、教室 |
| 設置条例等の名称 | 相模原市立けやき体育館条例 (以下「体育館条例」という。) 相模原市立けやき体育館条例施行規則 (以下「体育館条例施行規則」という。) |
| 休所日 | 12月28日から翌年の1月3日まで ただし、指定管理者は、体育館条例に基づくところにより施設の維持管理等のため、市長の承認を得て開所日を休所日とすることができます。 また、指定管理者は休所日を開所日とすることもできます。 |
| 開所時間 | 午前9時から午後10時まで ただし、指定管理者は、体育館条例に基づくところにより開所時間を変更することができます。 |

2 施設の管理運営方針

障害者支援センター及び体育館が障害者福祉の増進・向上に寄与するための施設であることを認識し、次の事項に留意して、質の高いサービスの提供に努めるとともに、市民が安心して利用できるよう管理運営を行うこと。

(1) 施設等の維持管理について

- ア 別添「指定管理者が行う業務及び管理の実施基準」を基に、施設等の機能と特性を十分に把握し、より質の高い水準を保つように努めること。
- イ 安全かつ清潔な管理に努めること。
- ウ 適正な管理と保守点検を行うこと。

(2) 施設の運営について

- ア 公の施設であることを念頭に置いた施設運営に努め、利用者に対して平等に接すること。
- イ 利用者の安全対策に万全を期すこと。このため、危機管理体制を確立するとともに、市や関係機関との連携体制を整備すること。
- ウ 積極的に利用者の意見を聴き、施設運営に反映するよう努めること。

3 その他

市は、次のとおり障害者支援センターの一部を民間事業者等に使用の許可（「行政財産の目的外使用許可」）をしています。

| 使用許可の内容 | 使用許可の相手方 |
|---------|------------------|
| 電柱 | 東京電力パワーグリッド 株式会社 |

Ⅲ 指定管理者の申請及び指定管理者候補団体の審査の概要

1 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

2 指定管理者の業務

（1）指定管理者の業務

○障害者支援センター（センター条例第21条）

ア センター条例第3条各号の事業の実施に関する業務

イ 障害者支援センターの休所日を定めること（センター条例第21条第8号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下同じ。）、休所日を開所日とすること、及び利用できる時間の変更に関する業務。

※障害者支援センターの休所日を定め、休所日を開所日とし、又は利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ウ 障害者支援センターの利用（第3条第3号及び第4号の事業を利用する場合に限る。）の承認、利用の制限、利用の承認の取消し等に関する業務

エ 特別な設備等の使用等の承認に関する業務

オ 入所の制限等に関する業務

カ 販売行為等の許可に関する業務

キ センター条例第16条第2項の規定による原状回復に係る事務の執行及びこれに要した費用の徴収に関する業務

ク 障害者支援センターの施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、障害者支援センターの管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

○体育館（体育館条例第21条）

ア 体育館の休館日を定めること（体育館条例第21条第8号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下同じ。）、休館日を開館日とすること、及び利用できる時間の変更に関する業務。

※体育館の休館日を定め、休館日を開館日とし、又は利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

イ 体育館の利用の承認、利用の制限、利用の承認の取消し等に関する業務

ウ 特別な設備等の使用等の承認に関する業務

エ 入館の制限等に関する業務

オ 販売行為等の許可に関する業務

カ 体育館条例第16条第2項の規定による原状回復に係る事務の執行及びこれに要した費用の徴収に関する業務

キ 障害者の福祉の向上を図るための事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

ク 体育館の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(2) 具体的な指定管理者の業務

○障害者支援センター及び体育館

資料3「指定管理者が行う業務及び管理の実施基準」を参照してください。

(3) 成果指標

施設の設置目的の達成度や施策の達成度について客観的に評価するため、次のとおり成果指標を設定しています。この成果指標は、モニタリングの際の評価の視点となります。

○障害者支援センター

ア 指標について

(ア)

| | |
|-----------|--|
| 指標名と単位 | 年間就労者数 単位：人 |
| 指標式と指標の説明 | 施設を利用し、就労する障害者が増えることにより、障害者の自立と社会参加が推進されるため、就労支援事業利用登録者のうち、一般就労に結びついた人数を成果指標とする。 |

(イ)

| | |
|-----------|---|
| 指標名と単位 | 就労定着者数 単位：人 |
| 指標式と指標の説明 | 施設を利用し、就労している障害者の職場への定着が維持されることにより、障害者の自立と社会参加が推進されるため、就労支援事業利用登録者のうち、一般就労して5年以上定着している人数を成果指標とする。 |

(ウ)

| | |
|-----------|--|
| 指標名と単位 | ①研修受講者総数 単位：人 ②研修受講定員に対する出席率（平均値） 単位：% |
| 指標式と指標の説明 | 研修等の人材育成の取組により、質の高い福祉サービスの提供が図られるため、障害福祉サービス事業所職員向けに実施する研修において、障害福祉サービス事業所等従事者の受講者数（対象研修の総受講数）及び研修受講定員に対する出席率（対象研修の平均値）を成果指標とする。 |

イ 指標の実績と今後の目標数値

(ア)

| | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|----|----|----|----|----|-----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 実績 | 62 | 88 | 70 | 62 | 52 | | | | | | |
| 目標 | 50 | 52 | 54 | 56 | 58 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 達成度(%) | 124.0 | 169.2 | 129.6 | 110.7 | 89.7 | | | | | | |

(イ)

| | | | | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 実績 | 167 | 214 | 255 | 301 | 340 | | | | | |
| 目標 | | | | | | 425 | 465 | 505 | 545 | 585 |
| 達成度(%) | | | | | | | | | | |

(ウ)

| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|-----|--------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 | 受講者総数 | 1,405 | 1,351 | 638 | 848 | 1,340 | | | | | |
| | 出席率(%) | 86.8 | 102.3 | 91.9 | 73.4 | 73.3 | | | | | |
| 目標 | 受講者総数 | | | | | | 1,500 | 1,550 | 1,600 | 1,650 | 1,700 |
| | 出席率(%) | | | | | | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 達成度 | 受講者総数 | | | | | | | | | | |
| | 出席率(%) | | | | | | | | | | |

○体育館

ア 指標について

| | |
|-----------|--|
| 指標名と単位 | 障害者の年間延利用人数 単位：人 |
| 指標式と指標の説明 | 施設を利用する障害者が増えることにより、市内の障害者の健康の増進や教養文化活動の促進が図られるため、障害者の年間延利用者数を成果指標とする。 |

イ 指標の実績と今後の目標数値

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績 | 19,935 | 19,861 | 7,028 | 11,109 | 15,363 | | | | | | |
| 目標 | | 21,900 | 22,000 | 22,100 | 22,200 | 22,300 | 20,000 | 20,100 | 20,200 | 20,300 | 20,400 |
| 達成度(%) | | 90.7 | 31.9 | 50.3 | 69.2 | | | | | | |

3 指定管理者の指定の基準（センター条例第19条及び体育館条例第19条）

○障害者支援センター

- (1) 事業計画書の内容が障害者支援センターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- (2) 事業計画書に沿った障害者支援センターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有する者であること

○体育館

- (1) 事業計画書の内容が体育館の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- (2) 事業計画書に沿った体育館の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有する者であること

4 指定管理者候補団体の審査

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館指定管理者審査委員会において、申請団体が審査基準に適合しているか否かを審査し、指定管理者として指定する候補団体（以下「指定管理者候補団体」という。）として決定します。

なお、具体的な審査は、申請団体から提出される申請書類等を踏まえ、資料1「相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者の審査に係る評価票」に基づいて行います。

5 指定管理者の申請単位について

障害者支援センター及び体育館の指定管理者の申請にあたっては、両施設それぞれの特性を活かし、相互に連携しながら障害者の地域生活の支援に係る事業を実施するため、2つの施設を1つの申請単位としています。

Ⅳ 申請の資格及び概要

1 資格要件（申請できるもの）

（１）申請できるもの（センター条例第１８条及び体育館条例第１８条）

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の増進・向上に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

（２）申請の資格（相模原市指定管理者の指定の手續等に関する規則（以下「規則」という。）第４条）

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。これらの団体が行った申請は失格となります。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されているもの

ウ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して２年を経過しないもの

エ 国税及び地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納しているもの

オ 地方自治法施行令に定める出資法人を除き、市議会の議員、市長、副市長、又は市の教育委員会、農業委員会等の委員若しくは監査委員が役員となっている団体

相模原市指定管理者の指定の手續等に関する規則《抜粋》

第４条

（５）その役員について、地方自治法第９２条の２及び第１４２条（地方自治法第１６６条第２項において準用する場合を含む。）の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と、地方自治法第１８０条の５第６項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務（その職務に関する場合に限る。）を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの

カ 暴力団及び暴力団経営支配法人等並びに暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

相模原市指定管理者の指定の手續等に関する規則《抜粋》

第４条

（６）相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等並びに同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

2 失格要件

審査委員会の開催の前に、高齢・障害者福祉課において書類審査を行い、次の事項に該当する場合については失格とします。

ア 「資格要件（申請できるもの）」に該当していないもの（センター条例第１８条及び体育館条例第１８条で規定する指定管理者となりうる団体に該当していないもの）

イ 「申請の資格」を満たしていないもの（規則第４条）

ウ 市から指定管理者に対して支払う施設管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の提案について、年額が「304,582,000円」（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超えた収支予算書を提出したもの

エ 指定管理者の指定の申請にあたり、市へ提出した書類あるいはその内容に明らかな虚偽が認められたもの

3 重複申請の禁止

1 団体1申請とし、複数の申請はできません。

4 申請に係る経費

申請に係る経費については、すべて申請者の負担とします。

また、申請書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は申請者の負担とします。

5 重要事項の変更

法人における代表者の変更等、申請書の提出後に生じたやむを得ない変更があった場合は、別に届け出てください。

6 その他申請に関する留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

本要項記載内容についての問い合わせは、巻末の問い合わせ先をお願いいたします。また、審査に関する質問や説明会等への出席などを除き、審査委員会委員及び本件業務に従事する市職員と、本件申請に関連して接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 申請内容の変更の禁止

提出された書類は、軽微な修正を除き、内容の変更をすることはできません。

(3) 追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 提出書類等の取扱い

提出書類等は、返却いたしません。市は提出された書類について、特に申請団体の承諾を得ず、無償で公表、使用することができることとします。

また、指定管理者候補団体又は指定管理者の事業計画書や収支予算書を市ホームページで公表することとなった場合、市は指定管理者候補団体又は指定管理者に対し、事業計画書や収支予算書の電子データの提供を求めることができることとします。

(5) 申請団体の知的財産等への配慮

提出資料の公開については、相模原市情報公開条例に基づき対応することとなりますが、公開範囲を決定する際の参考資料として、申請団体は、非公開を希望する箇所を示した書面（任意様式）を任意で提出できることとします。

なお、実際の公開範囲は、非公開の希望に必ずしも添えるものではないことを御了承ください。

V 申請のスケジュール及び手続の概要

1 全体スケジュール

| No. | 内容 | 期日 |
|-----|--------------------|--|
| 1 | 申請要項等の配布 | 令和5年7月11日(火) |
| 2 | 説明会の開催 | 別途通知いたします。 |
| 3 | 申請に関する質問の受付 | 令和5年7月13日(木) から 令和5年7月21日(金) まで |
| 4 | 申請に関する質問の回答 | 令和5年7月28日(金) |
| 5 | 指定管理者の指定の申請の受付 | 令和5年7月28日(金) から 令和5年8月28日(月) まで |
| 6 | 審査委員会(提案説明を含む。)の開催 | 令和5年9月下旬から令和5年10月上旬までのい ずれかの日(予定) ※別途通知いたします。 |
| 7 | 審査結果の通知(発送日) | 令和5年9月下旬から令和5年10月中旬までのい ずれかの日 |
| 8 | 指定管理者の指定の議決(12月議会) | 令和5年12月 |
| 9 | 指定管理者の指定 | 令和5年12月 |
| 10 | 協定書の締結 | 令和6年1月から令和6年3月まで |

2 説明会の開催

障害者支援センター及び体育館の指定管理者の申請に係る説明会を、次のとおり開催します。

| | |
|------|------------|
| 開催日時 | 別途通知いたします。 |
| 開催場所 | |
| 内容 | 申請要項等の説明 |

3 申請に関する質問の受付

申請に関する質問については、次のとおり受け付けます。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和5年7月13日(木) から令和5年7月21日(金) 午後5時15分まで |
| 提出先 | 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所本庁舎本館4階 相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 FAX: 042-759-4395 メールアドレス: k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp |
| 提出方法 | FAX又はEメール 不着等の防止を図るため、質問を提出した後、提出先へ電話連絡をお願いします。 電話: 042-707-7055 |
| 書式 | 1 A4縦、横書きとし、書式は自由とします。 2 質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる書類等の名称、ページ等を記載してください。 |
| 留意事項 | 電話や来訪などによる口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は、一切、受付をいたしません。 |

4 申請に関する質問の回答

質問に対する回答は、次のとおり行います。

| | |
|------|--------------|
| 回答日 | 令和5年7月28日（金） |
| 回答方法 | 書面にて回答いたします。 |

5 指定管理者の指定の申請の受付

指定管理者の指定の申請については、次のとおり受け付けます。

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和5年7月28日（金）から令和5年8月28日（月）まで ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 |
| 受付時間 | 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで |
| 提出場所 | 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所本庁舎本館4階 相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 |
| 提出方法 | 1 提出書類を、直接、提出場所へ御持参ください。 2 郵送、FAX、Eメール等による提出は、受付をいたしません。 |
| 留意事項 | 1 提出後において、提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く。） 2 本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。 |

6 審査委員会の開催

指定管理者候補団体の審査をするため、審査委員会を次のとおり開催します。

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和5年9月下旬から令和5年10月上旬までのいずれかの日（予定） ※別途通知いたします。 |
| 開催場所 | 別途通知いたします。 |
| 留意事項 | 1 審査委員会は非公開で行います。ただし、提案説明部分のみ、自らの申請団体の説明を聞くための席（数席）を用意します。 2 提案説明は、提出された事業計画等の内容について、申請団体が説明をし、審査委員会が確認及び質疑を行う場とします。提出された事業計画等の内容に記載されていない提案については、審査の対象とは致しません。 |

7 審査結果の通知

審査結果については、令和5年10月中旬までに申請団体へ書面にて発送し、お知らせします。

また、市ホームページにも審査結果を掲載します。

なお、当該審査結果は、指定管理者候補団体の決定を通知するものであり、指定管理者の指定について通知するものではありません。

8 指定管理者の指定の議決、指定管理者の指定、協定書の締結

「VI 指定管理者の指定及び協定等」を参照してください。

Ⅵ 指定管理者の指定及び協定等

1 議会の議決及び指定管理者の指定

(1) 議会の議決

指定管理者の指定については、指定管理者候補団体を令和5年12月相模原市議会（以下「市議会」という。）に議案を上程し、市議会の議決を経て行います。

市議会の承認が得られなかった場合又は否決された場合には、指定管理者として指定することはできません。この場合、指定管理者候補団体は、申請に要した費用や指定管理者として準備に要した費用等についての損害賠償を市に請求することはできません。

なお、指定管理者候補団体の責めに帰すべき事由により市が指定管理者候補団体を指定管理者として指定できず、市に損害を与えた場合、市は指定管理者候補団体に対し、これに係る損害賠償を請求する場合があります。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に伴う通知は、指定管理者へ書面にて発送し、お知らせします。

また、市ホームページにも掲載します。

2 指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止

地方自治法の規定により、指定管理者が次に記載する事由に該当する場合、指定管理者の指定の取消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定の取消し等の事由

- ア 正当な理由なく、住民が公の施設の利用をすることを拒否したこと又は不当な差別的取扱いをしたことが明らかとなった場合
- イ 故意又は重大な過失により、施設の管理上知り得た個人情報等を漏えいした場合
- ウ 破産、解散等の事由により、団体が存続しなくなった場合
- エ 正当な理由なく、市と取り交わす協定書に違反した場合
- オ 市が行う必要な指示に従わなかった場合

(2) 市への損害賠償請求

指定を取り消された場合や管理業務の停止を命じられた場合、指定管理者は市に対し、これに係る損害賠償を請求することはできません。

(3) 指定管理者への損害賠償請求

指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えた場合、市は指定管理者に対し、これに係る損害賠償を請求する場合があります。

3 協定書の締結

(1) 協定書の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務に関連する細目的事項について、市と指定管理者とで協議を行い、協定書を締結します。

(2) 協定書の締結事項（規則第9条）

- ア 事業計画書の内容の遵守
- イ 指定管理者に支払う委託料の額及び支払方法

- ウ 施設内の物品の所有権の帰属
- エ 施設及び物品等の損傷又は滅失に関する取扱い
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合における指定管理者に生じた損害についての本市の免責
- カ 業務を行うに当たり取り扱う個人情報の保護に関する必要な措置
- キ 業務で取り扱う情報を公開するための手続等に関する必要な措置
- ク 相模原市公契約条例（以下「公契約条例」という。）第11条の規定に基づく同条例の趣旨にのっとった労働環境の確保に必要な事項
- ケ 相模原市暴力団排除条例第4条の規定に基づく市が実施する暴力団排除に関する施策への指定管理者の協力に関する事項及び同条例第9条の規定に基づく指定管理者が実施する施設の管理における暴力団排除に必要な事項
- コ 環境配慮事項の遵守
- サ 指定管理者の指定の期間が満了した場合及び指定管理者の指定の取消しを受けた場合の文書等の引継ぎ及び施設等の原状回復に関する取扱い
- シ 前各号に掲げるもののほか、業務に関し必要となる事項

Ⅶ 提出書類等

次の「1」から「11」までに掲げる書類を揃えて、申請してください。

1 指定管理者指定申請書

相模原市指定管理者の指定の手續等に関する規則第14条の規定により様式を定める要綱の第1号様式を使用してください。

2 当該公の施設の事業計画書（以下「事業計画書」という。）

（1）事業計画書に記載する主な項目

| 評価項目 | | 基本提案事項 |
|------|---------------|---|
| 1 | 指定管理者の適性 | <ul style="list-style-type: none"> 施設管理運営に当たっての抱負 申請団体の強み |
| 2 | 管理運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> 施設管理運営に対する基本理念、基本方針 指標達成に向けたロードマップ 利用者の平等利用に関する取組 利用区分、利用料金の設定 |
| 3 | 地域活性化 | <ul style="list-style-type: none"> 職員雇用に対する考え方 再委託先等の選定に対する考え方 市や地域との連携に対する考え方 |
| 4 | 計画事業（自主事業を除く） | <ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立と社会的活動への参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与するための事業の実施に関する具体的な計画、内容 障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって、障害者の福祉の向上に寄与するための事業の実施に関する業務の具体的な計画、内容 |
| 5 | 自主事業 | <ul style="list-style-type: none"> 計画する自主事業の目的、内容 |
| 6 | 利用者ニーズ | <ul style="list-style-type: none"> 利用者満足度の調査手法 利用者ニーズの把握、反映方法 |
| 7 | 維持管理計画 | <ul style="list-style-type: none"> 日常的な維持管理の計画 定期的な維持管理の計画 |
| 8 | 人員配置 | <ul style="list-style-type: none"> 人員の配置計画 組織、人員体制の計画 職員研修の実施計画 |
| 9 | 安全管理及び緊急時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 安全、衛生管理の体制 安全管理及び緊急対応に関するマニュアル整備の考え方 緊急時の連絡体制 |
| 10 | 適正な管理・経理 | <ul style="list-style-type: none"> 帳簿類、現金、書類等の管理方法 個人情報保護、情報公開の体制 情報セキュリティの取組 |

(2) 各項目の具体的な記載事項

提案内容については、資料1「相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者の審査に係る評価票」の評価の視点に基づき評価をいたします。仕様書等及び評価票を確認の上、事業計画書を作成してください。

(3) 事業計画書作成上の具体的な留意点

ア 障害者支援センター及び体育館の施設等の維持管理の計画・内容

(ア) 施設等の維持管理

施設等の維持管理に関する業務については、資料3「指定管理者が行う業務及び管理の実施基準」を充足する内容で、日常及び定期的（法定点検、自主点検等）な維持管理の内容、頻度及び業務の遂行上必要な事項について作成し記入してください。

法定点検に際して資格を要する場合には、必ず有資格者が行うものとする内容で作成し記入してください。

(イ) 第三者への委託

指定管理者の業務を包括的に第三者へ委託することはできませんが、清掃、警備などの個々の具体的な業務については、書面により市の事前承認^{※1}を得た上で第三者に委託することができます。この場合における委託先は市内事業者等^{※2}を優先して活用してください。

なお、市内事業者等を活用している場合には、評価項目の「地域活性化」等において、評価対象といたします。

※1 市が承認する第三者への委託業務は、原則として、次に掲げる①から③までのいずれかに該当するものに限られます。

① 専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難なもの

② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体を委託の相手方とするもの

③ 委託することにより、市民サービスの向上、その他障害者支援センター及び体育館の設置目的の達成に資すると市が認めたもの

※2 市内事業者等とは市内業者（市内に本店を有する者）、準市内業者（市内に支店・営業所・事業所等を有する者）、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体（シルバー人材センター等）及び市内に所在する国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に定める障害者就労施設等をいいます。

イ 障害者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する業務の具体的な計画

(ア) 企画提案事業

市が指定する業務のうち、具体的な手法等を指定管理者の企画提案に委ねている事業については、資料3「指定管理者が行う業務及び管理の実施基準」を充足し、かつ、施設の設置目的及び成果指標を達成でき、様々な市民のニーズに合わせた利用者にとって魅力のある事業を計画、立案し、内容、目的、時期、対象者、効果等について具体的に作成し記入してください。

ウ 自主事業に関する具体的な計画

(ア) 趣旨

施設の活性化や収入確保等の目的を持って、指定管理者が発意、企画提案する事業等（市

が指定する事業以外のもの。施設内スペースの有効活用等を含む。)については、市の承認を経て実施することができます。

自主事業の実施に係る収入及び支出については、原則として指定管理者の会計に計上することとしますが、支出が収入を上回った場合は、指定管理者が行う業務に係る収入(指定管理料等)で相殺することはできないものとします。

提案内容については、評価項目の「自主事業」等において、評価対象といたしますので、積極的に提案してください。

なお、自主事業による収益等を管理する施設へ還元する場合は、事業計画書中の「利益の還元」に、具体的な提案内容を記載してください。

エ 管理に必要な人員の配置

開所時間における管理に必要な人員数は、安全管理上必要のある場合等を除いて指定いたしません。利用者に対して、正確かつ迅速な対応が図られる内容で作成してください。

また、利用の承認等に関する業務については、受付窓口の人的及び物的な体制、利用料金の徴収や管理方法及び業務の遂行上必要な事項について具体的に作成し記入してください。

オ 利用者満足度・利用者ニーズの把握

施設利用者ニーズの把握とその反映方法、施設利用者満足度の調査方法など、具体的な手法や内容について記入してください。

カ 利益の還元 ※任意提案項目

(ア) 趣旨

指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあります。そのため、計画を上回る利益があった場合は、その一部について、自主的な施設や利用者への還元を求めてきたところです。

指定管理者が生み出した利益を還元する提案を評価することで、施設や利用者への利益還元の「見える化」を図ることといたしますので、積極的な提案をお願いいたします。

(イ) 基本的事項

①本項目は任意項目とし、提案の有無は申請団体が選択できるものとします。

②提案をする場合は、「還元の基準」及び「想定する還元方法」を具体的に記載してください。

<還元の基準>

・収益(収入－支出) ・想定を上回る料金収入 など

<還元方法>

・金銭による還元(納付金/指定管理料減額) ・施設修繕による還元

・備品購入による還元 ・利用者サービス(事業の実施等)による還元 など

③利益の「還元割合」や「還元額」が提案に明示されている場合は、効果の大きさに応じて加点をすることがあります。

(ウ) 還元実績の確認・評価

指定期間中の利益の還元実績については、毎年度実施するモニタリングにおいて、提案内容の達成度を評価します。

キ その他の留意事項

「Ⅷ その他留意事項」をご確認ください。

3 指定管理者が行う業務に係る経費の収支予算書（以下「収支予算書」という。）

(1) 収支予算書に記載していただく主な事項

ア 収入（指定管理者の収入として見込まれるもの）

(ア) 指定管理料

(イ) 指定期間中の施設の利用に係る料金（地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金。（以下「利用料金」という）収入

(ウ) 子どもの施設利用に応じた収入

(エ) 事業の実施による収入（自主事業の実施に係るものを除く。）

(オ) 自主事業等の実施による収入（自動販売機の設置等（行政財産の目的外使用）による収入を含む。）

イ 支出

(ア) 施設の維持管理費（人件費、光熱費、清掃費、保守点検費、警備費など）

(イ) 事業の運営費（人件費、イベント費など。自主事業の実施に係るものを除く。）

(ウ) 自主事業等の実施経費（自主事業等の実施による収入の額を限度とする。）

ウ 添付書類

収支予算書には、利用料金の案を添付してください。

(2) 収支予算作成上の具体的な留意点等

ア 指定管理料

(ア) 指定管理料の提案

指定管理料の提案については、年額「304,582,000円（障害者支援センター247,554,000円、体育館57,028,000円）」（消費税及び地方消費税の額を含みます。消費税率の改定に伴い、費用が増額する場合は、当該増額について市が負担します。）以内としますので、この範囲内で各年度の収支予算書を作成してください。

この金額を超えて収支予算書を提出した団体については失格とします。

(イ) 指定管理料の決定

指定期間中の指定管理料については、指定管理者候補団体による指定管理料の提案をもとに予算の範囲内で、議会の議決を経て決定します。

なお、指定管理料の実際の支払については、指定管理者の請求に基づき分割して支払うこととし、支払時期や金額、方法等は協定書で定めます。

(ウ) 指定管理料の債務負担行為の設定

指定期間中の指定管理料については、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定する予定です。

(エ) 指定期間中のセンター条例及び体育館条例の利用料金の改定

市が、指定期間中にセンター条例及び体育館条例の利用料金の改定を行った場合は、改定後の利用料金の上限額を基準として市が算出した利用料金収入見込額の結果に基づき、改定後の利用料金の上限額が適用される日以降の期間に係る指定管理料の増額又は減額については協議することとします。

なお、市が指定期間開始前にセンター条例及び体育館条例の利用料金改定を行った場合の取扱いは、次のとおりとします。指定期間開始前の利用料金の改定が指定管理者候補団体の審査を行う前である場合は、申請団体に改定後の利用料金上限額を基準とした収支予算書の提出を求めることとします。また、指定期間開始前の利用料金の改定が指定管理者候補団体の審査後である場合は、指定期間中に利用料金の改定を行った場合と同じ取扱いとします。

(オ) 指定管理料の精算

指定管理料の内、修繕費については毎年精算を行います。

指定管理料の内、修繕費を除く経費において、指定期間中に発生した収支差額については、原則として翌年度以降の指定管理業務に充てることとし、指定期間の最終年度に合算して精算します。但し、市と協議の上、双方において必要と認められる場合については、指定期間の途中であっても返還することができます。

(カ) その他

体育館とけやき会館で共有している設備の利用、維持及び管理等に要する経費（修繕も含む。）については、施設の面積按分により、その23%を体育館の管理者が負担し、（公財）相模原市まち・みどり公社に支払います。

なお、これらの業務に係る事務的経費についても、指定管理料として支払いますので、収支予算書に含めてください。

イ 利用料金

(ア) 利用料金の取扱い

指定期間中の利用料金は、指定管理者の収入とします。

消費税法による消費税及び地方税法による地方消費税は、利用料金の内税として扱うこととします。

(イ) 利用料金の提案

指定期間中における具体的な利用料金の額は、センター条例第6条及び体育館条例第8条に定める利用料金を限度額として、指定管理者が市長の承認を得て定めます。別添「利用料金規定一覧」「現行の利用料金表」を参照の上、施設、附属設備、器具等ごとに時間区分、単価を具体的に記入し、収支予算書の添付書類として作成してください。

なお、原則として、現在の利用料金の額を下回る利用料金を定める場合は、指定期間前に当該指定期間の利用許可を受けていた利用者に対し、改定後の利用料金と改定前の利用料金との差額を還付することとし、現在の利用料金を上回る利用料金を定める場合は、利用許可の時期により利用料金の額に差が生じないように、指定期間前に当該指定期間の利用許可が可能な機関については、従前の利用料金とします。

また、指定期間中に利用料金の額を変更する場合においても、同様とします（ただし、事前に、市民への周知期間の確保や混乱を招かないよう市と協議の上で行うこととします。）。

利用料金の減免提案については、センター条例施行規則第5条及び体育館条例施行規則第9条によりますが、指定管理者が市長の承認を得て、新たに減免を行うことも可能です（資料4「利用料金規定一覧」、「現行の利用料金表」及び資料5「減免規定一覧」を参照してください。）。

なお、市が指定期間開始前にセンター条例及び体育館条例の利用料金の改定を行った場合の取扱いは、利用料金の改定が指定管理者候補団体の審査を行う前であった場合は、申請団体に改定後の利用料金額を上限とした利用料金案の提出を求めることとします。この場合、市が新

たに示す「利用料金規定一覧」を参照の上、施設、附属設備、器具等ごとに時間区分、単価を具体的に記入し、収支予算書の添付書類として作成していただきます。

(ウ) 指定期間中のセンター条例及び体育館条例の利用料金の改定

市が、指定期間中にセンター条例及び体育館条例の利用料金の改定を行った場合は、改めて市の承認を得て利用料金の額を定めることとします。

また、指定期間開始前の利用料金の改定が指定管理者候補団体の審査後である場合も同様の取扱いとします。

(エ) 指定期間開始前に収受した指定期間中の利用料金の取扱い

指定期間開始前に現在の指定管理者が収受した利用料金（令和6年4月以後の利用分で令和6年3月31日以前に収入した利用料金をいう。）については、指定管理料とは別に指定管理者に対して令和6年度中に支払うものとします。

(オ) 指定期間中に収受した指定期間終了後の利用料金の取扱い

指定管理者が指定期間中に収受した令和11年4月以後の利用分の利用料金は、令和10年度の終了後、速やかに市又は市の指定する者に納入するものとします。

ウ 子どもの施設利用に応じた収入

(ア) 趣旨

体育室又は機能訓練室の個人利用について、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住又は、市内の学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に通学するもの（以下「市内の子ども」という。）の施設利用に係る料金は、令和5年10月から無料となっています。しかしながら、指定管理者の創意工夫により、子どもの居場所づくりを推進する観点から、体育室又は機能訓練室の市内の子どもの個人利用者数に応じた金額を支払いますので、収入として計上してください。

(イ) 支払額

市内の子どもの個人利用人数が40人までは、利用人数に上記「イ（イ）」において作成する収支予算書の添付書類に記入した小人の単価（以下「小人の単価」という。）を乗じた金額を支払います。40人を超える利用があった場合は、40人を超えた人数に小人の単価に1/2を乗じた金額を支払います。当該金額は消費税及び地方消費税の額を含みます。消費税率の改定及び料金改定に伴う取扱いについては別途協議をすることとします。

エ 事業の実施による収入（自主事業の実施に係るものを除く。）

各事業の実施による収入については、指定管理者の収入として提案して下さい。

※事業の実施による利用料金の減免

事業の実施における施設の利用料金については、センター条例施行規則第5条第1項及び体育館条例施行規則第9条第1項に該当する場合、利用料金を減免することが可能です。

オ 自主事業等の実施による収入

(ア) 自主事業等の提案

施設の活性化や収入確保等の目的を持って、指定管理者が発意、企画提案する事業等（市が指定する事業以外のもの。施設内スペースの有効活用等を含む。）については、市の承認を経て実施することができます。

(イ) 自動販売機の設置等の提案

障害者支援センター及び体育館内の自動販売機の設置等については指定管理者の業務といいたしません、自動販売機を設置したい場合には、具体的な提案を行うことを認めます。

その際、自動販売機の設置については、別途、市の許可（行政財産の目的外使用許可）を必要とし、使用料を市に納める必要があります。

(ウ) 自動販売機の設置の提案がなかった場合

自動販売機の設置について提案のない申請者が指定管理者となった場合には、市が別の事業者にも許可を行う場合や公募を行った上で自動販売機を設置する場合があります。

(エ) 経費の取扱い

自主事業等の実施に係る収入及び支出については、原則として指定管理者の会計に計上することとしますが、支出が収入を上回った場合は、指定管理者が行う業務に係る収入（指定管理料等）で相殺することはできないものとします。

カ 業務の執行に必要な経費

業務の執行に必要なシステム経費、複写機リース料、消耗品等については、経費に含んで収支予算書を作成してください。管理に当たり、乗用車、トラック等の車両が必要となる場合にも、そのリース料等の経費を見込んでください。

キ 備品の取扱い

現に施設に備え付けられている備品については、無償で使用できますが、使用に係る経費、修繕費等は原則として指定管理者の負担となります。また、指定期間中に追加が必要となる備品については指定管理者の負担とし、当該備品の所有権の帰属は市となります。

なお、指定期間中に備品を更新する際に必要となる処分費についても、支出に見込んでください。

ク 修繕費

修繕については、原則として、1件当たり250万円以下の修繕を指定管理者が行うものとします。ただし、1件当たり30万円を超える修繕については、市の承認を得てから修繕を行うものとします。

本要項P18に記載する指定管理料（「304,582,000円」）には、修繕費として、年額「4,902,000円（障害者支援センター3,565,000円、体育館1,337,000円）」（消費税及び地方消費税の額を含む。）を見込んでいます。修繕費は実績に応じて毎年度末に精算することから、収支予算書においては修繕費として一律「4,902,000円」（消費税及び地方消費税の額を含む。）を計上してください。

ケ 損害保険

市が加入している損害保険は次のとおりです。ただし、指定管理者の責めに帰する場合には、指定管理者がその損害を負担することとなります。

また、事業等の実施に係る損害保険等は指定管理者が加入してください。

(ア) 火災保険（建物総合損害共済）

| 区分 | 保険金額 |
|----------------|-------------------------|
| 火災、落雷等による建物の損害 | 限度額無（ただし、一部2億円。免責金額あり。） |

(イ) 施設賠償責任保険

| 区分 | 保険金額 |
|----|------|
|----|------|

| | | |
|----|-----|------|
| 身体 | 1人 | 1億円 |
| | 1事故 | 10億円 |
| 財物 | 1事故 | 2千万円 |

4 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

全部事項証明書（履歴事項証明書）を提出してください。

5 定款その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類

6 決算書類等

- (1) 申請年度前3か年度に係る団体の「貸借対照表」か「財産目録」か、これらに相当する書類
- (2) 申請年度前3か年度に係る団体の「損益計算書」か「収支計算書」か、これらに相当する書類

7 申請年度の直前の事業年度の国税の納税証明書又は納税義務がない旨を証明する書類

納税証明書については、税務署が発行する納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がない証明書）を提出してください。法人税、消費税及び地方消費税以外の国税については、申請年度の直前の事業年度に滞納がないことの申立書を提出してください。

地方税に関しては、11(10)、(11)、(12)をご覧ください。

8 団体の役員の氏名及び略歴を記載した書類

9 団体の現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類（申請年度に設立されたものにあつては、現に行っている事業の概略を記載した書類に限る。）

(1) 留意点

従業員数の記載については、全体の数のほか、事業別の数も記載してください。

10 規則第5条第1項第10号の規定に基づく書類

(1) 当該書類の取扱いについて

当該書類は、規則第4条第1項第6号に規定されている申請の資格の審査に必要であり、この提出書類に記載されている個人情報については、申請の資格の審査のため、必要な範囲において利用し又は神奈川県警察に対し提供します。

(2) 留意点

暴力団員等の該当性については、暴力団員等が役員等になっている申請団体について神奈川県警察から回答を得るものであり、役員等個人の該当性について回答を得るものではありません（どの役員等が、暴力団員等であるか否かは市において把握できません。）。

しかしながら、申請団体が保有する個人情報について市へ提供し、市が神奈川県警察へ照会することについては、本人の同意を得るなど、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に処理してください。

1 1 その他市長が必要と認める書類

- (1) 団体等の諸規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）
- (2) 委託予定業務一覧表（様式1）
- (3) 団体等の労働条件（様式2）
- (4) 労働基準法第36条に基づく協定書（労働基準監督署受付印のあるもの）の写し
- (5) 障害者や高齢者、市民の雇用状況（様式3）
- (6) 団体等の事業実績（様式4）
- (7) コンプライアンスの取組に関する書類
- (8) 情報セキュリティ対策に関する書類（様式5）
- (9) 行政処分の内容等を示す書類（指導事例がある場合）
- (10) 申請年度の直前の事業年度の所在地の地方税（法人事業税、法人都道府県・市町村民税、事業所税に限る。）の納税証明書又は納税義務がない旨を証明する書類
- (11) 申請年度の直前の事業年度のその他の地方税に滞納がないことの申立書又は納税義務がない旨を証明する書類
- (12) 個人都道府県・市町村民税の特別徴収税額の納入に滞納がないことの申立書

※ 1 1 (10)、(11)、(12) について

地方税は、法人事業税、法人都道府県・市町村民税、固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、事業所税を指します。法人事業税、法人都道府県・市町村民税、事業所税については、申請年度の直前の事業年度の申請団体の所在地の地方公共団体が発行する納税証明書を提出してください。その他の地方税（所在地の固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税及び所在地以外の地方税）については、申請年度の直前の事業年度に滞納がないことの申立書を提出してください。

なお、相模原市税（特別徴収税額納入金を含む）の納税証明書の提出は不要です。

※ 相模原市税の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査いたしますのでご承知おきください。

1 2 提出書類作成上の留意点

(1) 「事業計画書」及び「収支予算書」の作成について

「事業計画書」及び「収支予算書」については、指定期間分（5年間分）を作成してください。この場合、各年度の事業計画、収支予算が同じ提案でなくても構いません。

(2) 申請資料の様式

申請書類の作成にあたっては、原則としてA4判とし、中央下に頁を付してください。

1 3 提出書類の部数

正本1部のほか、「指定管理者指定申請書（第1号様式）」、「事業計画書」、「収支予算書」及び「その他市長が必要と認める書類」の書類（上記「1」から「3」まで及び「1 1 ((2)、(3)、(5)、(6))」の書類）については、副本10部を提出してください。正本1部については製本せずに提出してください。

Ⅷ その他留意事項

1 法令等の遵守

障害者支援センター及び体育館の管理を行うにあたり、次の法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令ほか行政関連法規
- イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規
- ウ 相模原市立センター条例及び施行規則
- エ 相模原市立体育館条例及び施行規則
- オ 相模原市行政手続条例及び施行規則
- カ 相模原市個人情報保護条例及び施行規則
- キ 相模原市情報公開条例
- ク 相模原市公文書管理条例
- ケ 相模原市公契約条例及び施行規則
- コ 相模原市暴力団排除条例
- サ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- シ 相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- セ その他の関係法令

2 相模原市行政手続条例の適用

指定管理者は、相模原市行政手続条例に規定する「市長等」に該当しますので、障害者支援センター及び体育館の利用承認等に当たっては同条例が適用される事項を遵守してください。

3 消費税の適格請求書等保存方式について

指定管理者が適格請求書発行事業者となっている場合、利用料金収入等の指定管理者が収受する料金については、利用者からの求めに応じて適格請求書を交付する必要がありますので、適切に対応してください。

4 個人情報保護及び情報公開について

指定管理者の業務に係る個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律にのっとり対応するほか、協定書の締結による遵守、個人情報保護方針の策定等の措置を適切に講じてください。

指定管理者の業務に係る情報公開については、相模原市情報公開条例にのっとり、協定書の締結による遵守、情報公開に関する規程の策定等の措置を適切に講じてください。

5 文書の管理・保存

指定管理者の業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等は、相模原市公文書管理条例の規定にのっとり、文書の管理等に関する規程等を定め、適正な管理をしてください。

6 情報セキュリティの確保について

電子情報資産の取扱いに当たっては、機密性、完全性、可用性の観点から保護する情報セキュリティの重要性を認識し、情報漏えいなどのセキュリティ事件・事故を発生させないように万全のセキュリティ対策を実施してください。

7 環境配慮

(1) 環境配慮事項の遵守

次に記載する環境配慮事項を順守してください。

- ア 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- イ 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- ウ 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- エ 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(2) 相模原市地球温暖化対策計画

市では、市域における温室効果ガスの削減に貢献するという役割とともに、引き続き想定される電力需給問題への対応など、本市に課せられたさまざまな責務を着実に果たしていくため、より一層の率先した温暖化対策に取り組むことを目的として「相模原市地球温暖化対策計画（事務事業編）」（以下「対策計画」という。）を策定しています。

対策計画では、本市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を令和12年度に平成25年度比で30%削減するという削減目標を設定していますので、対策計画に基づいた取組を進めてください。

(3) 相模原市洗剤対策推進方針における事項の順守

「相模原市洗剤対策推進方針」（別添）の趣旨を踏まえ、次に記載する事項を順守してください。

- ア 石けんの使用の拡大に努めること。
- イ 有リンの合成洗剤等は使用しないこと。
- ウ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律において指定化学物質とされている成分を含む洗剤の使用を控えること。
- エ 洗剤使用の適正化と減量化を進めること。

8 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

本市では、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、本市が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障害者及び在宅で就業する障害者の経済面の自立を推進することを目的に、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めていますので、障害者優先調達推進法の趣旨への御理解及び取組への御協力をお願いします。

なお、再委託や物品購入等において障害者優先調達推進法第2条第4項に定める障害者就労施設等を活用している場合は、評価項目の「地域活性化に資する取組」等において、評価対象といたします。

9 ウェブアクセシビリティ

(1) ウェブアクセシビリティへの配慮

市では、インターネット利用の習熟度、障害の有無、年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成することを基本方針とし、アクセシビリティの維持、向上を目的としてウェブアクセシビリティ方針を策定しています。

ウェブアクセシビリティ方針では、ウェブサイトのアクセシビリティに関する日本工業規格（JIS X 8341-3:2016 「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」）の適合レベルAAに対応することを目標とし取組を進めておりますので、アクセシビリティの確保と向上に向けた取組を進めてください。

なお、ウェブアクセシビリティの対応については、毎年度実施するモニタリングにおいて取組状況の確認を行い、結果を市ホームページへ公表します。

（２）取組例

- ・機種依存文字を使わない。
- ・ページ内の文字の大きさを変えることができる。
- ・単語の途中にスペースや改行を入れない。
- ・ページ内容を的確に表しているタイトルを付ける。
- ・ダウンロードができるファイルには、ファイルの種類とファイルサイズを記載する。
- ・画像には、代替テキスト等を付与し、支援技術利用者にも適切な代替情報を提供する。
- ・色使いに配慮し、背景色と文字色に十分なコントラストを確保する。

10 危機管理について

「相模原市地域防災計画」等に基づき、次のことに取り組んでください。

- （１）利用者等の避難のための避難計画を策定し、緊急時には利用者等の安全の確保及び避難誘導を行うことができるための訓練を実施すること。
- （２）事件・事故の防止及びその対応についての、緊急対応マニュアルを作成し、マニュアルのとおり対応できるための訓練を実施すること。
- （３）業務時間内、時間外を問わず緊急時には速やかに市と指定管理者が相互に連絡ができるよう連絡先等を報告すること。
- （４）市から要請があった場合には、市と連携した災害訓練等に参加すること。

11 災害時に利用する施設

施設の位置付け

相模原市では、地域防災計画に基づき、市の公の施設等を災害時に利用する施設に指定しています。

障害者支援センターは、災害時における市の福祉避難所に位置づけています。発災により福祉避難所の業務に使用することがあります。使用するためには、市は指定管理者に対して業務の変更を要請しますので、要請に応じてください。なお、業務変更に伴う管理費や利用料金の取扱いについては、別に協議となります。

体育館は、災害時に使用する施設に指定していませんが、今後、指定される場合があります。指定されると、大規模災害時に指定された業務に使用することがあります。使用するためには、市は指定管理者に対して業務の変更について協力を要請しますので、要請に応じてください。なお、業務変更に伴う管理費や利用料金の取扱いについては、別に協議となります。

1.2 リスク分担

リスク分担は、資料6のとおりです。ただし、別表に定めのないリスクなど、疑義が生じた場合については、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

1.3 相模原市公契約条例について

(1) 対象労働者

市では、市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与するため、公契約条例を平成24年4月1日施行しました。指定管理者とは、次に掲げる者について、公契約条例の趣旨にのっとった労働環境の確保について、指定後に締結する協定書において、必要な事項を定めることとします。

ア 障害者支援センター及び体育館の管理に係る作業に従事する者で指定管理者に雇用されるもの

イ 指定管理者が締結しようとする契約の予定価格が5,000,000円以上の障害者支援センター及び体育館の管理に係る業務の委託に関する契約及び労働者派遣契約のうち、規則で定める契約に係る作業に従事する者（具体的には、以下のとおりです。）

(ア) 障害者支援センター及び体育館その他の建物及びその附帯施設（これらの敷地を含む。）の警備業務（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）、清掃業務、設備運転監視業務又は案内業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約に係る作業に従事する者

(イ) 給食（受注者の調理場で調理を行う給食を除く。）の調理業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約に係る作業に従事する者

(ウ) データ入力業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約に係る作業に従事する者

(エ) 窓口受付業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約に係る作業に従事する者

(オ) (ア) から (エ) までの業務をその一部を含む業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約に係る作業に従事する者

※市長が特別の理由があると認める契約に係る作業に従事する者を除く。

(2) 協定書において定める事項（参考）

指定後に締結する協定書において定める主な事項は次のとおりです。

ア 対象労働者に対して支払われるべき労働報酬下限額

イ 対象労働者の労働状況台帳を作成し、市に提出すること。

ウ 対象労働者に対して、対象労働者の範囲、労働報酬下限額、申出をする場合の申出先、申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこととされていることを周知すること。

エ 対象労働者から申出があった場合に誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこと。

オ 対象労働者が基準額以上の労働報酬を受け取ることができるようにすること。

カ 当該協定の締結前から当該協定に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

キ 立入調査等に応じなければならないこと。

ク 是正を求められた場合は、速やかに措置を講じ、その内容を報告すること。

ケ 市長は、協定（公契約条例に係る部分に限る。）において定められた事項に重大な違反が判明した場合は、当該違反をした指定管理者の氏名又は名称、当該違反の事実などを公表することがで

きること。

コ 市長は、指定管理者が立入調査を拒んだり是正の措置を講じない場合等は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができること。また、この場合、市は、指定管理者に生じた損害の責めを負わないこと。

(3) 労働報酬下限額

市では、毎年、神奈川県最低賃金額や社会経済情勢等その他の事情を踏まえ、市労働報酬等審議会の意見を聴いて、労働報酬下限額を定めています。

本業務の対象労働者については、年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用します。

指定管理料は近年の神奈川県最低賃金の上昇率と同定度の上昇率を見込んだ上で積算しており、労働報酬下限額の変動を理由とした協定の変更は行いません。

1.4 暴力団等の排除について

市では、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的として、相模原市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）を平成24年1月1日施行しました。この排除条例に基づいた指定管理者に係る暴力団排除に関する主な取組は次のとおりですので、排除条例の趣旨にのっとり対応をしてください。

(1) 指定管理者に対する暴力団員等による不当要求行為等（以下「不当要求行為等」という。）への対応について

ア 不当要求行為等対応マニュアルの作成

市では、「不当要求行為等対応マニュアル（指定管理者版）」（別添）を策定していますので、当該マニュアルに基づいた対応をしてください。

イ 不当要求防止責任者の選任

不当要求行為等による被害を防止するための対応方法について、職員への指導等の業務を行う責任者として、各施設に不当要求防止責任者を選任してください。ただし、指定管理者の組織・体制の状況により、施設ごとに選任することが困難な場合には、本社、本部等に置くなどの措置を講じてください。

(2) 市が設置する公の施設の使用又は利用からの暴力団排除

市が設置する公の施設の使用又は利用について、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、使用の承認等をせず、又は使用の承認等を取り消すことができることとしています。

具体的な対応の方法等は、「公の施設の利用における暴力団排除について」を参照してください。

(3) 神奈川県警察との合意書の締結について

排除条例の規定に基づく暴力団排除措置を徹底するため、相模原市と神奈川県警察とは「相模原市暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書」を締結しています。

(4) 指定期間中における暴力団等の排除

指定期間中、次の事由に該当する場合、指定の取消しなどを行う場合があります。この内容については市と指定管理者が締結する協定書において定めるものとします。

ア 指定管理者として指定された団体が暴力団であることが判明した場合

イ 指定管理者として指定された団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、指定管理者に

対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものであることが判明した場合

ウ 暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)であることが判明した場合

エ 指定管理者又は指定管理者の役員が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められる場合

15 独立した会計について

障害者支援センター及び体育館の管理運営に係る経理を明らかにするため、指定管理者の管理する施設に係る会計と、それ以外の事業に係る会計を分けてください。

16 指定管理者業務等の引継ぎ

施設利用者の利便性が損なわれないようにするため、指定管理者業務等に関して円滑に進められるよう、指定期間の開始日(令和6年4月1日)前から、市及び現在の指定管理者から業務内容等の引継ぎ等を行います。

なお、準備、引継ぎに要した費用等は、現在の指定管理者と次の指定期間の指定管理者による負担となります。

また、令和11年4月1日以後の障害者支援センター及び体育館の指定管理者となる団体への業務内容等の引継ぎについても同様とします。

17 モニタリング等

市では、指定管理者制度導入施設の設置目的の達成や住民サービスの向上などが適正な状態にあるかについてモニタリングします。

(1) 指定管理者によるモニタリング

協定書、仕様書等に沿った管理運営、年間事業計画書の進捗管理、成果指標の目標値の達成状況等の点について継続的に自己点検を行い、毎月10日までに、前月分の事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況等に関する報告書を作成し、市に報告するとともに、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、毎年度終了後30日以内に提出してください。

(2) 市によるモニタリング

指定管理者が作成する報告書類をもとに管理運営状況の評価を行うとともに、実地検査に基づき履行状況を検査します。

(3) 審査委員会によるモニタリング

施設管理業務の適正な遂行等について、審査委員会による確認等を年1回以上行います。この際に、指定管理者の出席を要請する場合があります。

また、障害者支援センター及び体育館の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として指定管理者から提出を受けた貸借対照表や損益計算書等の財務諸表をもとに、指定管理者の財務状況の把握を行います。

(4) 中間評価

管理運営状況を総合的に評価するため、指定期間の4年目に審査委員会による中間評価を行います。

(5) 最終評価

指定期間終了後に審査委員会により指定期間全体を通じた最終評価を行います。

(6) 公表

モニタリングの結果は毎年度市のホームページ、各施設等で公表します。

(7) 管理実績評価の次期審査への反映

次期審査（令和11年4月1日以降の指定管理者の審査）に際して現在の指定管理者が申請した場合、これまでの管理運営の実績に応じて評価点に加点又は減点する場合があります。

18 相模原市監査委員等の監査

指定期間中、市の監査委員等が必要と認めるときは、指定管理者に対して帳簿書類等の提出を求め、又は実地に調査をし、監査を行う場合があります。

19 公租公課

公租公課は、指定管理者の負担となります。

なお、事業所税については、障害者支援センター及び体育館に係る課税分は、指定管理者の指定を受けた団体による減免申請後、全額減免となります（本市内に事業所等を有する場合は、指定管理者となる以前に事業所税が免税点以下であっても、当該部分については課税扱いとなります。）。

20 雇用確保

相模原市公契約条例第8条第6号の規定に基づき、指定管理者が、新たに職員を雇用する場合には、現指定管理者の職員のうち希望する者の雇用について配慮してください。

21 車両の駐車について

指定管理者の従業員等が通勤で使用する車両については、敷地内に駐車することはできません。

22 研修の実施

指定期間中、市が指定管理者に対する研修を実施するときは、出席をお願いします。この場合の出席に要する費用は、指定管理者の負担とします。

23 指定管理者名等の表示

障害者支援センター及び体育館が、指定管理者により管理・運営がなされている施設であることについて、施設・案内パンフレットやホームページ等に表示してください。

24 条例等規定事項等の表示

利用料金、利用料金の減免に関する事項、開館時間の延長等の表示など条例及び規則で定められている事項や指定管理者が提案した事項などについて、施設利用者にわかりやすく表示してください。

25 名札の着用

障害者支援センター及び体育館の業務に従事する職員等は、指定管理者が自ら用意した名札を着用してください。

26 ネーミングライツ

相模原市では、新たな財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、市の公の施設等に対する命名権（ネーミングライツ）を募集する制度を導入しています。

障害者支援センター及び体育館においても、指定期間中に同制度を導入し、愛称として企業名、商品名等が付される可能性があります。同制度の導入が決定した場合、市は指定管理者と協議を行った上で、市等の負担により、看板、パンフレット等の印刷物、改修工事等を行うことがあります。

今回募集している指定期間中に同制度を導入することとなった場合は、御理解と御協力をお願いします。

27 特定天井の改修について

体育館は、令和6年度に体育室の特定天井の改修を予定しています。改修期間中は体育室の休館及び施設全体を休館とする場合があります。

Ⅸ 別添資料等

1 別添資料

- 資料 1 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者の審査に係る評価票
- 資料 2 平面図
- 資料 3 指定管理者が行う業務及び管理の実施基準
- 資料 4 利用料金規定一覧
- 資料 5 減免規定一覧
- 資料 6 リスク分担
- 資料 7 不当要求行為等対応マニュアル（指定管理者版）
- 資料 8 公の施設の利用における暴力団排除について
- 資料 9 相模原市環境方針
- 資料 10 相模原市洗剤対策推進方針

2 申請書類等

- (1) 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- (2) 収支予算書（参考様式）
- (3) 規則第 5 条第 1 項第 10 号の規定に基づく書類
- (4) 委託予定業務一覧表（様式 1）
- (5) 団体等の労働条件（様式 2）
- (6) 障害者や高齢者、市民の雇用状況（様式 3）
- (7) 団体等の事業実績（様式 4）
- (8) 情報セキュリティ対策に関する書類（様式 5）

X 参考リンク

◎相模原市の条例・規則等

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/reiki/index.html>

◎相模原市公契約条例について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1026670/1003523.html>

※詳細については、ページ中段の「相模原市公契約条例の手引（指定管理者版）（令和 5 年度改訂）」
をご確認ください。

◎相模原市地球温暖化対策計画

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026506/plan/1008145/index.html>

問い合わせ

住 所 〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所本庁舎本館4階

所管部局 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

電 話 042-707-7055

F A X 042-759-4395

メールアドレス k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp